



平成28年3月25日四国電力株式会社

伊方発電所3号機の新規制基準への適合性に係る 使用前検査の受検申請について

当社は、平成25年7月8日、伊方発電所3号機の新規制基準への適合性確認に係る申請書を原子力規制委員会に提出し、工事計画認可申請について、本年3月23日、同委員会より認可をいただきました。

(平成28年3月23日、お知らせ済み)

本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、伊 方発電所3号機の安全対策工事が認可を受けた工事計画のとおりであること等 を確認する検査を受検するため、使用前検査申請書を同委員会へ提出しました。

当社は、原子力規制委員会による使用前検査に真摯に対応し、伊方発電所 3号機の安全性確認に万全を期してまいります。

(別紙) 使用前検査申請の主な内容について

以上

使用前検査申請の主な内容について

1. 検査事項

一号検査:構造、強度又は漏えいに係る検査ができる状態になった時に、材料・寸法・外観・据付け・耐圧・漏えいなどを確認する。

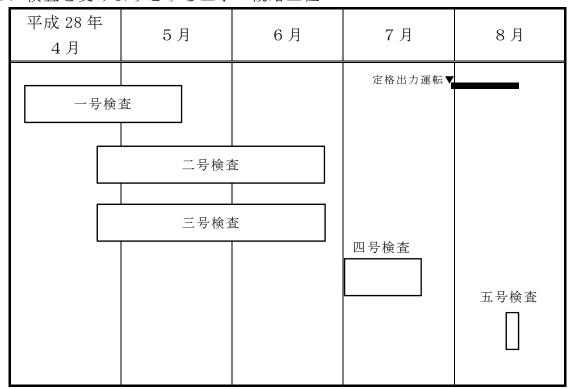
二号検査:蒸気タービンの車室の下半分の据付が完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時に、材料・寸法・外観・据付け・耐圧・漏えいなどを確認する。

三号検査:原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時に、機能・ 性能等を確認する。

四号検査:原子炉の起動操作を開始することができる状態になった時に、機 能・性能等を確認する。

五号検査:全ての工事が完了した時に、発電所の総合的な性能を確認する。

2. 検査を受けようとする工事の概略工程



3. 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期 平成28年8月